

22 監査報告第10号
平成23年3月31日

千葉市議会議長 茂手木 直 忠 様
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員 古 川 光 一
同 大 島 有紀子
同 近 藤 千鶴子
同 中 島 賢 治

地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第2期財務定期監査結果報告

1 監査の対象

総合政策局、こども未来局、教育委員会

2 監査の範囲

平成22年4月1日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

3 監査の期間

平成22年12月1日から平成23年3月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は、合規性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適切か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適切か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方は講じられているか。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした局の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(1) 収入事務

ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（こども未来局）

行政財産使用料条例第3条第1項及び第2項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができると規定されている。また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して30日以内に納付させなければならないとされている。

しかしながら、電柱・埋設管設置等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用料を後納させることができない者に対し後納させているもの及び使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して30日を過ぎた納期限で納入の通知がなされているものが見受けられた。

行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。

イ 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（教育委員会）

行政財産使用料条例第3条第1項及び第2項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができると規定されている。また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け財政部長通知）によ

ると、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して30日以内に納付させなければならないとされている。

しかしながら、電柱・埋設管設置等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して30日を過ぎた納期限で納入の通知がなされているものが見受けられた。

行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。

ウ 物品売払代金の収納事務委託を適正に行うべきもの（教育委員会）

校庭夜間開放時に使用する照明カード売払事務については、(財)千葉市スポーツ振興財団に委託しているが、物品の売払代金の収納事務については、地方自治法施行令第158条第1項に基づき委託することができるとされている。

また、予算会計規則第42条第2項によると、歳入徴収者は、物品の売払代金の収納事務を受託した者に対し、収入事務受託者である旨を証する書類を交付しなければならないとされている。

しかしながら、校庭夜間開放時に使用する照明カード売払事務に関し、同財団には、収入事務受託者である旨を証する書類の交付を行っていない。

物品売払代金の収納事務委託については、規則に基づき適正に行われたい。

(2) 支出事務

ア 補助金の交付決定を適正に行うべきもの（教育委員会）

補助金等交付規則第4条第1項によると、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとされている。

また、社会教育関係団体事業補助金交付要綱第1条及び第4条によると、補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費の2分の1以内とされ、この補助金以外の補助金その他の収入金がある場合は、補助対象経費の額からこれらを控除した額の2分の1以内とされている。

しかしながら、千葉市PTA連絡協議会に対する社会教育関係団体事業補助金については、補助金交付申請書に添付された収支予算書の中に、補助対象経費に該当するか確認していない経費が一部あり、また、補助対象経費の額から

控除すべき収入金にあたる広告料収入が記載されておらず、補助金の算定に係る調査が十分になされないまま、補助金の交付決定が行われていた。

補助金の交付決定については、規則に基づき適正に行われたい。

なお、適正な補助対象経費の額から広告料収入を控除しても、補助金の交付決定額に影響はない。

イ 公有財産の購入を適正に行うべきもの（教育委員会）

予算会計規則第43条第2項によると、歳出予算に基づいて行う支出負担行為は、地方自治法施行規則の規定により区分した目節の区分に従って、これを行わなければならないとされている。

また、同施行規則第15条第2項別記の節の区分によると、公有財産購入費は、権利購入費、土地購入費、家屋購入費及び船舶、航空機等購入費とされている。

しかしながら、体育用具倉庫の購入については、設置費が必要であることから委託料により支出していたが、当該倉庫は公有財産の建物として管理すべきものであることから、公有財産購入費で支出すべきであった。

公有財産の購入については、予算会計規則に基づき適正に行われたい。

なお、当該倉庫については、速やかに公有財産台帳に建物として登録すべきである。

（３）契約事務

ア 契約書の作成を適正に行うべきもの（教育委員会）

「予算会計規則の運用について」（副市長依命通達）第61条関係2によると、前金払のできる経費は、地方自治法施行令第163条第1号から第7号及び予算会計規則第61条に規定されている経費に限定されるが、当該経費であっても契約等において前金払の定めがなければ支出することができないとされている。

しかしながら、少年写真ニュース他の購読については、購読料が割引になることから、地方自治法施行令第163条第5号に該当するものとして前金払を行っていたが、物品供給契約書においては、契約金額の支払は、納品検査合格後に請求書の提出を受けて行うこととなっており、前金払の定めが契約書に記載されていなかった。

契約書の作成については、依命通達に基づき適正に行われたい。

(4) 財産管理事務

ア 備品の受入報告及び備品明細一覧表への記録を適正に行うべきもの

(教育委員会)

物品会計規則第24条によると、物品取扱員等は、受け入れた物品のうち備品にあっては、直ちに備品登録書により物品出納員等に報告しなければならないとされている。

また、同規則第46条によると、物品取扱員等は、保管する物品について備品明細一覧表等を備え、物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならないとされている。

しかしながら、郷土博物館で管理している取得価格又は評価価格が50万円を超える物品について調査したところ、16点の備品について、備品登録書により物品出納員等に報告をしておらず、また、備品明細一覧表への記録も行われていなかった。

備品の受入報告及び備品明細一覧表への記録については、規則に基づき適正に行われたい。